

KAWANO

PRESS 平成28年 5月2日発行

No. 69

発行元：
(有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10
Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753
Mail:info@ubc-net.com
URL:http://ubc-net.com

平成28年度税制改正

平成28年度税制改正法案が、3月29日可決、成立いたしました。
その中で、主に中小企業者等に関連のある法人税、消費税について紹介いたします。

法人税

(1)税率の引下げ

法人税率を、平成28年度には23.4%に、平成30年度には23.2%に引き下げます。
※中小法人は、所得が800万円相当額超に限ります。

平成27年度	平成28年度	平成28年度 平成29年度	平成30年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
法人事業税所得割	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	32.11%	29.97%	29.74%



(2)課税ベースの拡大

①租税特別措置の見直し

○生産性向上設備投資促進税制について、期限どおり、平成28年度に縮減、平成29年度に廃止します。

	～平成27年度	平成28年度	平成29年度
機械装置など	即時償却 or 5%税額控除	50%特別償却 or 4%税額控除	廃止
建物、構築物	即時償却 or 3%税額控除	25%特別償却 or 2%税額控除	廃止

※それぞれ、4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。

中小企業者等については、中小企業投資促進税制の上乗せ措置を利用すれば、機械装置などについては、平成28年4月以降でも平成29年3月までは、即時償却又は税額控除（7%又は10%）が可能です。

②減価償却の見直し

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や、建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法について、定額法に一本化します。

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備、構築物	定額法 or 定率法	定額法
機械装置、器具備品等	定額法 or 定率法	定額法 or 定率法

※平成28年4月1日以後に取得等をする資産について適用されます。

③欠損金繰越控除の更なる見直し

平成30年度以後の欠損金についても、繰越期間が10年になります。

※大法人には控除限度があります。

※平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金について適用されます。

(3)その他

①地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

地方公共団体が行う地方創生事業を国が認定する枠組み(地域再生法の改正)の下で、認定事業に対する寄附金額の一部を税額控除する制度を導入します。

消費税

(1)消費税の軽減税率制度の導入

①平成29年4月から軽減税率制度を導入。

②対象品目は、①酒類・外食を除く飲食料品、②週2回以上発行される新聞の定期購読料

③軽減税率は、8% (国分：6.24%、地方分：1.76%)

④平成33年4月から適格請求書等保存方式を導入。それまでの間は簡素な方法とするとともに、税額計算の特例を設ける。



(2)地方税における車体課税の見直し

①平成29年4月の消費税率10%への引上げ時に、自動車取得税を廃止するとともに、自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能割をそれぞれ導入。

②平成28年度に適用される自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例(軽課)の見直し・延長。

※この他にも多くの改正が行われています。詳細は各担当者にお尋ねください。

(参考資料：「平成28年度税制改正」「平成28年度税制改正の大綱の概要」財務省)

小規模企業共済、ご存知ですか？



小規模企業共済は、個人事業主や会社の役員の方が廃業・退職などに備えて、生活資金等をあらかじめ積み立てておくための共済制度で、いわば経営者の退職金制度といえるものです。

☆小規模企業共済に加入すると・・・

- ・廃業時・退職時に、共済金を受け取れます（受取方法は一括・分割・併用が選択できます）。
- ・共済金は税法上「退職所得扱い」または「公的年金等の雑所得扱い」となります。
- ・掛金は毎月1,000円～70,000円の範囲内（500円刻み）で自由に選べ、全額所得控除となります。
- ・事業資金等の貸付制度が利用できます。

☆加入資格

常時使用する従業員が20人（商業とサービス業（宿泊業、娯楽業を除く）では5人）以下の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、会社等の役員、一定規模以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員の方です。

☆どれくらいの節税になる？

掛金の所得控除による節税についての一例です。

※節税になる金額は共済契約者の所得金額やその年に払い込みする掛金額によって異なります。



課税される所得金額	加入前の税額		掛金月額ごとの加入後の節税額			
	所得税	住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額5万円	掛金月額7万円
400万円	380,300円	405,000円	36,500円	109,500円	182,500円	241,300円
600万円	788,700円	605,000円	36,500円	109,500円	182,500円	255,600円
800万円	1,229,200円	805,000円	40,100円	120,500円	200,900円	281,200円
1,000万円	1,801,000円	1,005,000円	52,400円	157,300円	262,200円	367,000円



☆28年4月改正の主な内容

1. 共済事由の引上げ…以下の場合、共済事由が引き上げられ、受け取れる共済金が増えました。
 - 準共済事由からA共済事由
 - ・個人事業主が配偶者又は子に事業の全部を譲渡した場合
 - ・個人事業主の配偶者又は子への事業の全部譲渡に伴い、共同経営者が配偶者又は子に事業（共同経営者の地位）の全部を譲渡した場合
 - 準共済事由からB共済事由
 - ・会社等役員を退任した方（疾病・負傷・死亡・解散を除く）で、退任日において65歳以上の場合
2. 共済金を受給できる遺族の範囲が拡大され、「共済契約者と生計維持関係がなかった「ひ孫」と「甥・姪」が追加されました。
3. 掛金月額を減額する際の減額理由が不要となり、希望に応じて減額ができるようになりました。
4. 共同経営者が独立後も共済契約の継続が可能になりました。
共同経営者の地位を退任した後1年以内に新たに経営者となり加入要件を満たす場合、「掛金納付月数の通算」を利用して共済契約を継続できるようになりました。

<参考>基本共済金の額…掛金月額1万円で、平成16年4月以降に加入した場合

掛金納付月数	掛金残高	共済金A	共済金B	準共済金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円



※実際に受け取る共済金の額は、付加共済金の額が算定されている場合はその額が加算されます。（参考：中小機構HP）

～新規加入等をご検討の方は、各担当者へご相談ください。～



マイナンバーカードの作り方



◇マイナンバーの通知カードは届いたけれど、結局どうすればいいのでしょうか？
◇マイナンバーカードは発行したほうがいいのでしょうか？



◆マイナンバーカードと通知カードの違い、マイナンバーカードの発行の仕方を説明します。

マイナンバーカード・通知カードは、マイナンバー（社会保険・税・災害対策の行政手続きに使われる番号）が記載されているカードです。H27年8月1日発行河野P.13 No.67で詳しく特集しています。

～通知カードとマイナンバーカードの特徴～

通知カード

●マイナンバーの確認

行政機関でマイナンバーを求められた際に利用可能です。

ただし、本人確認のために免許証等の提示が必要です。マイナンバーカード発行後に返納しなければいけません。

マイナンバーカード（任意で発行するカードです。）

●マイナンバーの確認

●身分証明書

●行政のインターネット等におけるオンライン申請

→確定申告の電子申告等

●民間のオンラインバンキング等での取引など（見込）

●印鑑証明、図書カードなど

様々なサービスを1枚で提供可能に。
（自治体によります）

●コンビニで各種証明書の取得

（山口県では下関市のみ

印鑑証明・住民票）

など、便利なサービスを受けることができるようになります。

マイナンバーカードの発行のしかた

①郵送



申請書に情報を記入

顔写真を貼り付ける

送付

②スマートフォン



申請書のQRコードからサイトにアクセス

メールアドレス登録

顔写真を撮影

申請の情報を入力

申請完了

③パソコン



「マイナンバーオンライン申請サイト」で検索するか、下記URLから

https://net.kojinbango-card.go.jp/SS_SERVICE_OUT/FA01S001Action.do

WEBサイトでメールアドレス登録

顔写真を登録

申請の情報を入力 → 申請完了

④証明写真機

※対応している機種のみ

申請書を持って証明写真機へマイナンバーの項目を選択

機械の指示に従い撮影
申請完了

右のような印が目印です。→

幸太郎本舗TSUTAYA宇部
宮脇書店宇部店
小野田サンパーク
などにあります。



マイナンバー個人番号カード
証明写真機で申請が完了。



★住民基本台帳カード（以下住基カード）は使えなくなるの？

新規交付、再交付及び有効期限の更新はできません。しかし、有効期限内であれば引き続き利用できます。マイナンバーカード作成時には、法令の規定により、住基カードを返納しなければなりません。ただし、記念品として失効した住基カードを持つことはできるので、希望の際は交付市町村の窓口にお申し出ください。

返納方法→マイナンバーカードを受け取るときに窓口にて返納します。

参考：地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト